

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の効果に関する一考察

○前川洋平・宮林茂幸・関岡東生（東農大地域環境）

はじめに

わが国の木材加工産業においては、「伝統的」木材加工技術を活かした産業が衰退する状況にある。報告者らはこれまでに、長野県木曾郡内に残る住宅内装材などに使用されるへぎ板生産に着目し、①へぎ板生産は消滅寸前の状況にあること、②伝承を支援する法的仕組みづくりが必要であることを明らかにした（前川ら、2010年林業経済学会秋季大会報告）。

これら伝統的な木材加工技術を伝承していくために、個々の経営体が安定した経営状況にあること、さらには産業として維持していくことが必要と考える。しかしながら個々の経営体や産地の自助努力によって衰退傾向にある現状を脱することは難しく、何らかの支援策に頼らざるを得ない状況にある。

こうした中で1974年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）」が制定され、「伝統的」な製品や産業に対して公的な支援が実施されることとなり、約40年が経過した。

本報告では、この伝産法に注目し、伝産法による伝統的工芸品産業の支援の現状について整理を行い、その有効性について若干の考察を行いたい。

調査方法

第一に、伝産法の概要および伝統的工芸品産業の指定状況について整理を行った。第二に、伝産法の効果や伝統的工芸品産業の現状に関連する先行研究や文献の整理を行った。第三に、これらをもとに長野県木曾郡内で行われているへぎ板生産を事例としながら、伝産法による伝統的工芸品産業への支援の効果について若干の考察を行った。

結果および考察

伝産法は産業振興の性格をもつ支援策として1974年に通商産業省主導で制定された。2001年の第二次改正の際に諮問された委員会では、一定の効果が評価されてはいるものの、2006年現在、伝統的工芸品産業における生産額および従事者数は減少の一途をたどっており、衰退傾向に歯止めは掛かっていない。

一方で伝産法には、文部科学省所管の、文化財保護法における伝統技術の位置付けとの関連や、普及品として公的機関も含めた消費者理解の構築する必要性が指摘されている（外山，2004）。

伝産法の課題として、①伝統的工芸品として指定を受けるには諸々の条件を満たす必要があり、満たされない限り支援を受けられないということ、②現状の伝産法による支援では伝統的工芸品産業にみられる特殊な流通構造から抜け出すことができていること、③指定要件に規定されているように生活用品として、如何に消費者の理解を得るかということ等が挙げられる。

引用文献

外山徹「生きた文化財・伝統的工芸品の継承に関する現状と課題」『明治大学博物館研究報告』9, A21-37,

（連絡先：前川洋平 yohei@zj9.so-net.ne.jp）